

平成13年4月16日
全国信用情報センター連合会

金融分科会特別部会・割賦販売分科会個人信用情報小委員会合同会議
ヒヤリングにおける意見書

1. 消費者信用における個人信用情報の有用性
(個別法検討における個人信用情報の有用性への配慮要望)

従来から、消費者信用が国民生活の向上に有益なサービスとして消費者に広く利用されている中で、個人信用情報機関は、国民経済の適切な運営に資するという貸金業規制法の趣旨に則り、過剰貸付けや多重債務者発生等の防止を図る上で、消費者信用市場の社会的基盤として重要な役割を担っているものと考えます。

個人信用情報機関が収集、登録、提供する個人信用情報は、信用供与者が申込者に対し、信用供与を行うべきか否かについて適切な審査を行うための一資料として必要不可欠な情報であり、また、申込みの受付けから与信の決定までの調査時間を短縮し迅速な信用供与を可能とすることで消費者の利便に資するものです。

個人信用情報機関が設立されてから今日までの25年を超える歴史の中で、利用件数や登録情報件数の顕著な増加は、70兆円を超える消費者信用市場の発展を下支えする仕組みとして、その適正与信に一定の効果を有するものとしてその有用性を明確に示すものと考えます。

さらに、昨今、自己破産の申立てが著しく増加しつつある中で、消費者信用の健全な発展を一層図るためには、これまでの各種審議会の答申にもあるとおり、信用供与者間における個人信用情報の共同利用をより一層促進することが求められていると考えています。

よって、個別法に係わる検討を行う際は、信用情報機関と個人信用情報の有用性について十分ご配慮下さいますようお願いいたします。

2. 部外者によるプライバシー侵害に対する要望 (個別法による悪意の第三者への罰則について)

一方で、個人信用情報がその主体者である個人のプライバシーと密接に関係することに十分留意し、当連合会ではOECD 8原則等を踏まえ個人信用情報の保護に自主的かつ積極的に取り組んできていますが、近年、部外者による個人信用情報の盗用、不正入手事件が発生し、自主ルールのみでは担保できない問題が生じています。

さらに、現在、個人信用情報の漏洩や目的外利用をうかがわせるものとしてインターネット上で個人信用情報の売買を勧誘する多くのサイトがあります。個人信用情報は個人の負債に係わるものとして誰もが他人に知られたくない情報であり、厳重に管理され会員以外の何人も入手できない情報であればこそ、悪意の第三者にとっては金銭的価値がある情報として狙われています。

私共の自主ルールは、傘下の個人信用情報機関及び当該機関から得た個人信用情報を取り扱う事業者を対象としており、それ以外の第三者を規制したり処罰したりすることのできない性格を有しています。

さらに、このような盗用や不正入手の事案に対しては、既存の法令が個人(信用)情報を保護対象としていないため、罰則等を適用することには自ずと限界があります。

よって、これら部外者による悪意、故意のプライバシー侵害に対しては、一定の刑事罰等による法的措置が講じられることにより実行者への制裁を課し、もってその抑止を図ることが個人信用情報の保護の実効性を高める上で特に重要であると考えておりますが、この度の基本法の対象としては、部外者がプライバシーを侵害した場合の対処が盛り込まれておらず、罰則の適用対象も個人情報取扱事業者に限定されています。

情報漏洩の出所を規制したとしても、これら部外者が規制の対象とならないのであれば、その抑止効果に限界があることは否めません。

個人情報保護の基本法であるがゆえに、むしろ何人も個人情報を保護し、これを侵犯してはならない義務があることを明確にすることが重要であり、個人情報取扱事業者はもとより、すべて国民を対象とし、悪意、故意によるプライバシー侵害は罰則をもって厳正に対処するよう構成すべきものと考えますので、この点につき基本法で担保されないのであれば、個別法においてご配慮下さいますよう要望いたします。

3. 個人信用情報の利用目的に係わる要望

(基本法第二十条(利用目的の特定)、第二十一条(利用目的による制限)、第二十三条(取得に際しての利用目的の通知等)に関して)

貸金業者は、貸金業規制法第三十条二項により個人信用情報を返済能力の調査以外の目的に使用することが禁止されていますが、これは、個人信用情報の特殊性(センシティブデータ=他人に知られたくない情報)を踏まえ定められたものと認識しています。

よって、個人信用情報は、基本法の対象となる個人情報の中でも取扱いを異にするべき情報であると考えます。

基本法第二十条一項の規定は、貸金業者にとっては、個人信用情報について以上のとおり他の法律ですでに利用目的が限定(特定)されている情報です。

それゆえに、基本法第二十条第二項でいう「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」で利用目的を変更できる規定は、貸金業規制法で定められた利用目的の限定をあいまいにするものであり、また、基本法第二十一条一項でいう「あらかじめ本人の同意がある場合」は利用目的を変更できるとする規定、及び基本法第二十三条三項でいう利用目的を変更した場合の本人通知又は公表を義務付けるとする規定も、同様の理由により個人信用情報にはなじまないものと考えます。

特に、貸金業規制法第三十条二項は訓示規定であり、信用情報機関の会員が基本法第二十一条一項との関連で本人同意を得たことを理由として個人信用情報を社員の雇用や人事考課等に利用するようなこととなった場合などは、その影響は計り知れないものになると考えます。

以上から、個人信用情報については、第二十条及び第二十一条に関して、貸金業規制法第三十条二項に基づく利用目的の限定との整合性を確保する旨、個別法においてご配慮下さいますようお願いいたします。

4．個人信用情報の共同利用の円滑化に係わる要望

(第二十八条(第三者提供の制限)に関して)

(1) 現行の運用状況

貸金業者が信用情報機関を介して個人信用情報を共同利用するシステムは、貸金業者が契約に基づき本人から取得した個人信用情報を第三者である他の貸金業者に提供することであり、基本法第二十八条の適用を受けると考えます。

貸金業者が契約の締結を行う際には、一定の情報項目を信用情報機関に提供し、信用情報機関が加盟会員からの照会に基づき回答することについて、あらかじめ本人の同意を得ることとしていますので、現行運用は基本法第二十八条一項に該当するものと思われれます。

(2) 第二十八条四項三号の適用

しかしながら、同条四項三号において、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、一定の要件を満たす場合は、個人データの提供先は第一項でいう第三者に当たらないとする適用除外の規定が定められています。

これは、個人データの有用性を踏まえ、その利用の円滑化を図るために、自己の情報がどのように取り扱われるかについて本人に知らせることを同意取得に替えて事業者が義務付けた上で、プライバシー保護と個人データの有用性とのバランスに配慮した極めて現実的な条項であると受け止め高く評価しております。

貸金業者が信用情報機関を介して個人信用情報を共同利用するシステムは、その有用性(多重債務防止=個人の経済的破綻の防止)の観点から、正にこの条項に該当するものと考えますので、その趣旨に則り、個人信用情報の共同利用については同条四項三号の要件を充足するべく検討しているところであります。

(3) 第二十八条五項の解釈

一方、第二十八条五項において、同条四項三号に規定する、個人データを利用する者の利用目的及び個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないとされていますが、同条四項三号に規定する、共同して利用され

る個人データの項目、共同して利用する者の範囲を変更する場合は五項では定めがないことから、これら二つについては第一項の適用を受けることになり、これらを変更する場合は、あらかじめ本人の同意を要するやに聞いております。

(4) 第二十八条五項に係わる個別法における要望

信用情報機関に登録され共同利用される情報項目は、信用供与者の商品形態の変化や与信判断上の必要性、あるいは債権債務に係わる法改正（例えば民事再生法など）等から、必ずしも一定ではなく、むしろ変更や追加の頻度が極めて高いものです。

利用会員の範囲についても、法改正等で個人信用情報を必要とする業態の出現（例えばサービサーなど）や信用情報機関の会員資格の改定（例えば業種業態の拡大など）等により変更があります。

同条第五項で記載のない、個人データの項目と利用者の範囲を変更する場合において、その都度、事前に本人の同意を得なければならないとすることは、その頻度や対象者の数から見て実務上困難であるとともに、信用情報機関の根幹である全件登録義務を空文化し、個人信用情報の有用性を疎外する可能性を含むものと考えます。

また、別の観点からは、すでに金銭消費貸借契約等を締結している既存顧客に対して契約後にさらに変更の同意を得るために事業者側から一方通行的にアプローチする（例えば本人の住所に変更同意書を郵送する）ことは、利用者実態を踏まえると、本人が借入れの秘匿性を求めているような場合にはその意に反することになりかねず、別の問題（苦情等）を惹起する可能性があり実情にそぐわないと考えます。

個人信用情報については、前述のとおり、利用目的が極めて限定されるとともに、契約時点において本人に対し利用目的等が明示されること、立法化によって一層の情報管理義務が課せられること、全件登録による有用性を確保すべきことなどから、同条第五項で記載のない、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲を変更する場合においても、第五項に記載の事項と同様に、本人が容易に知り得る状態に置くことを義務付けることによって要件を満たすこととされたく、個別法において十分ご配慮下さいますよう要望いたします。

なお、個別法成立の際には、基本法との平仄を合わせることが重要であると考えますので、同時施行としていただきますようご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上